

議案第96号

東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例
東京都板橋区立図書館設置条例（昭和51年板橋区条例第28号）の
一部を次のように改正する。

第2条の表東京都板橋区立氷川図書館の項中「栄町6番1号」を「氷
川町28番9号」に改める。

付 則

この条例は、板橋区教育委員会規則で定める日から施行する。

(提案理由)

氷川図書館の位置を変更する必要がある。